

2022年3月24日

各位

(コード番号: 9468 東証第一部)

問合せ先 取締役執行役員 CFO 安本 洋一

(TEL. 0 3-5 2 1 6-8 2 1 2)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第8期定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つこと等により、 取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅 速化を可能とすることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

2022年6月24日開催予定の第8期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1)変更の目的

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号、以下「改正産競法」という。)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。なお、変更案第11条第2項の効力発生は、本定時株主総会での決議に加え、改正産競法の定

めにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ 産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に 該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたしま す。

④その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙記載の通りです。

(3) 変更の日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日 定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上

現行定款	変更案
(機 関)	(機 関)
第4条	第4条
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の	当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の
機関を置く。	機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	(3) 会計監査人
(<u>4</u>) 会計監査人	_
(招集)	(招集)
第11条	第11条
当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集	1 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集
し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時こ	 し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時こ
れを招集する。	れを招集する。
(新設)	2 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等
	により、場所の定めのある株主総会を開催する
	ことが、株主の利益にも照らして適切でないと
	取締役会が決定したときには、株主総会を場所
	<u>の</u> 定めのない株主総会とすることができる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削除)
みなし提供)	
第14条	
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会	
参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書	
類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、	
法務省令に定めるところに従い、インターネッ	
トを利用する方法で開示することにより、株主	
に対して提供したものとみなすことができる。	(孝文祖 仏 井 田 松)
(新設)	(電子提供措置等)
	<u>第14条</u> 1
	1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について、電子提
	<u>参与音類寺の内谷でのる情報について、電子徒</u> 供措置をとるものとする。
	<u> </u>
	<u>4 当云社は、電子提供指値をとる事項のプラ伝</u> 務省令で定めるものの全部又は一部について、
	議決権の基準日までに書面交付請求した株主
	に対して交付する書面に記載しないことがで
	きる。
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条	第18条
当会社の取締役は、12名以内とする。	1 当会社の取締役(監査等委員であるものを除
	く。) は、12名以内とする。
(新設)	2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以
	内とする。
<u> </u>	

現行定款

(取締役の選任)

第19条

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないも のとする。

(取締役の任期)

第21条

取締役の任期は、その選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第22条

- 1 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役 会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談 役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役そ の他の役付取締役各若干名を定めることがで きる。

(取締役会の招集通知)

第25条

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び各監査</u> 役に対し、会日の3日前までに発する。但し、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
- 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ることなく、取締役会を開 催することができる。

変更案

(取締役の選任)

第19条

- 1 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないも のとする。

(取締役の任期)

第21条

- 1 取締役(監査等委員であるものを除く。)の 任期は、その選任後1年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任され た補欠監査等委員である取締役の選任決議が 効力を有する期間は、当該決議によって短縮さ れない限り、選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時株主総会開 始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条

- 1 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役</u> (監査等委員であるものを除く。)の中から 代表取締役を選定する。
- 2 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役</u> (監査等委員であるものを除く。)の中から 取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締 役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取 締役その他の役付取締役各若干名を定めるこ とができる。

(取締役会の招集通知)

第25条

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会 日の3日前までに発する。但し、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮することができ る。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手 続を経ることなく、取締役会を開催することが できる。

現行定款	変更案
(新設 以降条数繰り下げ)	変 史 采 (重要な業務執行の決定の取締役への委任)
材取 以降朱剱牒り下り)	
	第27条
	当会社は、会社法第399条の13第6項
	の規定により、取締役会の決議によって重要
	な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を
	除く。)の全部又は一部の決定を取締役に委
	任することができる。
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第27条	第 <u>28</u> 条
取締役会の議事については、法令で定めると	取締役会の議事については、法令で定めると
ころにより、議事録を作成 <u>し、出席した取締役</u>	ころにより、議事録を作成 <u>する</u> 。
及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又	
<u>は電子署名を行う</u> 。	
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第29条	第30条
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価
として当会社から受ける財産上の利益は、株主	として当会社から受ける財産上の利益は、監査
総会の決議によって定める。	等委員である取締役とそれ以外の取締役と
	を区別して株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の員数)	(削除)
第31条	(1141/47)
当会社の監査役は、6名以内とする。	
(監査役の選任)	(削除)
第32条	(111514)
1 監査役は、株主総会の決議によって選任す	
る。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること	
ができる株主の議決権の3分の1以上を有す	
る株主が出席し、その議決権の過半数をもって	
行う。	
(監査役の任期)	(削除)
第33条	(114)54/)
1 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了	
する事業年度のうち最終のものに関する定時	
株主総会終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし	
て選任された監査役の任期は、退任した監査役	
の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	 (常勤の監査等委員)
第34条	第32条 既本笠禾昌今け、その独議によって、既
<u>監査役会</u> は、その決議によって常勤の <u>監査役</u>	<u>監査等委員会</u> は、その決議によって <u>、監</u>
を選定する。	<u> 査等委員である取締役の中から</u> 常勤の <u>監査</u>
(野木乳△の初焦・宮ヶ)	<u>等委員</u> を選定する <u>ことができる</u> 。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第 <u>35条</u>	第 <u>33</u> 条
1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会	1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員会の招集通知は、各監査等委員会の招集通知は、
日の3日前までに発する。但し、緊急の必要が	<u>員である取締役</u> に対し、会日の3日前まで
あるときは、この期間を短縮することができ	に発する。但し、緊急の必要があるとき
る。	は、この期間を短縮することができる。
2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手	2 監査等委員である取締役の全員の同意が
続を経ることなく、 <u>監査役会</u> を開催することが	あるときは、招集の手続を経ることなく、監
できる。	<u> 査等委員会</u> を開催することができる。

現行定款	変更案
(<u>監査役会</u> の議事録)	(監査等委員会の議事録)
第 <u>36</u> 条	第 <u>34</u> 条
<u>監査役会</u> の議事については、法令で定めると	<u>監査等委員会</u> の議事については、法令で定め
ころにより、議事録を作成し、出席した監査役	るところにより、議事録を作成 <u>する</u> 。
がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名	
<u>を行う</u> 。	
(監査役の報酬等)	(削除)
第37条	
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって	
定める。	
(監査役会規則)	(<u>監査等委員会</u> 規則)
第38条	第 <u>35</u> 条
監査役会に関する事項は、法令又は本定款の	監査等委員会に関する事項は、法令又は本
ほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会</u> 規則に	定款のほか、監査等委員会において定める監
よる。	査等委員会規則による。
(監査役の責任免除)	(削除 以降条数繰り上げ)
第39条	
1 当会社は、会社法第426条第1項の規定に	
より、任務を怠ったことによる監査役(監査役	
であったものを含む。)の損害賠償責任を、法	
令の限度において、取締役会の決議によって免	
除することができる。	
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に	
より、監査役との間に、任務を怠ったことによ	
る損害賠償責任を限定する契約を締結するこ	
とができる。但し、当該契約に基づく責任の限	
<u>度額は、法令が規定する額とする。</u>	P/I - FI-I
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	<u>第1条</u> 1
	1 当会社は、第8期定時株主総会終結前の行為
	に関する会社法第423条第1項所定の監査
	役(監査役であったものを含む。)の損害賠償
	<u>責任を、法令の限度において、取締役会の決議</u> によって免除することができる。
	2 第8期定時株主総会終結前の監査役(監査役 であったものを含む。)の行為に関する会社法
	第423条第1項の損害賠償責任を限定する
	契約については、なお同定時株主総会の決議に
	よる変更前の定款第39条第2項の定めると
	ころによる。
	<u>しつによる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等に関する経過措置)
	第2条
	1 第8期定時株主総会の決議による変更前の
	定款第14条(株主総会参考書類等のインター
	ネット開示とみなし提供)の削除及び本定款第
	14条(電子提供措置等)の新設は、2022年
	9月1日(以下、「施行日」という。)から効力
	を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月
	以内の日を株主総会の日とする株主総会につ
	いては、第8期定時株主総会の決議による変更
	前の定款第14条はなお効力を有する。
	3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は
	前項の株主総会の日から3か月を経過した日
	のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上